

第 2 次総合計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

平成 11 年 4 月の合併により誕生した篠山市は、合併協議会において策定された新市建設計画を土台としつつ、21 世紀を迎えたまちの姿を示した総合計画「住みたいまちささやま 人と自然調和した田園文化都市」の実現に向けまちづくりを進めてきました。そして、その目標年次である平成 22 年度への終盤を迎えつつあります。

この間、地方分権が進展し自主・自立が求められる中で、今まで以上に自治体経営基盤の確立に向けた効果的な行政システムを構築することが求められています。また、少子高齢化が進み、成熟社会への移行を図っていく中で、高度化・多様化する行政ニーズに対応するため、選択と集中による戦略的計画と、行政だけでなく、市民、地域など、様々な主体がそれぞれの役割を果たしていく地域経営も重要になっています。

そのため、本市の抱える課題を解決する方策を導き、全市を挙げて進む長期的なまちづくりの方向性を示す最上位計画として、第 2 次総合計画を平成 21 年度、22 年度の 2 カ年をかけて策定します。

2. 基本的な考え方

本市の現総合計画の検証をもとに現状と課題を的確に捉え、市民ニーズや財政状況等を総合的かつ有機的に結びつけ、効率的・効果的な施策展開を基本に実効性のある計画をめざします。

また、策定過程や策定後の評価や進捗にも市民と行政が協働して取り組めるよう、下記の視点をもって策定します。

(1) 参画と協働による計画づくり

市民誰もが住んで良かったといえる「ふるさと日本一の篠山市」づくりにむけた計画策定をめざし、市民との情報共有のもとに市民と行政が一体となった計画づくりを進めます。

手法としては、一般的に用いられる市民・企業アンケート調査、パブリックコメントに加え、本市独自に「ふるさと一番会議での意見交換」、「地域サポート職員（まちづくり支援員）制度を活用した意見集約」、地域づくりや教育・文化の高揚につながる小中高校の「総合学習」など、様々な機会を通じて生涯学習の推進とあわせて実施していきます。

(2) 市民にとってわかりやすい計画づくり

めざすまちの姿とともに、まちづくりの基本方向、将来人口などを市民と共有しておくことが重要です。また、目標、達成度や市民との役割分担などを市民にわかりやすい形で提示していきます。

(3) 実効性の高い計画づくり

重点施策の明確化、目的と目標の明確化、財政見通しや予算との整合性の確保、進行管理が可能な仕組みづくり、管理責任の明確化、実施計画による具体化などを通じて、実効性を高めます。

(4) 職員総参画による手づくりの計画づくり

事務事業を執行していく職員が計画段階から参画することで当事者意識を醸成し、目標実現や業務改善、さらに職員資質の向上につなげます。現計画の評価、社会潮流の流れなどの基礎調査から、調査結果に基づいた計画原案の策定まで、各部を中心に職員の手づくりで進めます。

(5) 新しい公と地域コミュニティの再生をめざす計画づくり

これからのまちづくりや行政サービスは、市民・地域・企業・行政がそれぞれの役割分担と相互の協働を進めていく必要があります。まちづくり協議会等による主体的な地域づくりという視点を取り入れた計画とします。

総合計画がかかえる課題 = 転換期における総合計画づくり =
右肩上がりの社会構造が終焉し、総合計画自体のあり方が問われています。このため、計画期間や計画の構成(地域別計画含む) マニフェストとの整合、行政評価や予算との連動など、総合計画自体が直面する新しい課題に対応していく必要があります。

3. 第2次総合計画のポイント

- ・基本構想は行政テーマ別に構成し、篠山再生計画との整合を図ります。(ただし、人口フレームは別途検討します。)
- ・オーソドックスと言われている内容としますが、社会的潮流の認識において特色を出します。
- ・地域が生き延びるために、より一層の努力が求められる時代を意識します。
- ・意義が薄れた事務を整理し、生き延びるために必要な分野に傾注します。
- ・再生計画、現総合計画の評価と改善、地域間連携を意識して作成します。
- ・先導的な役割を果たす計画・企画(篠山再生計画におけるシンボル・プロジェクトのイメージ)は、施策の寄せ集めにならないよう、予算編成における優先度の引き上げや、主管部署の明示等に取り組みます。
- ・ワーキングチームによる先導的な役割を果たす計画・企画の提案をめざします。

4. 第2次総合計画の対象期間

基本構想：平成23年度～平成32年度(10カ年度)

基本計画：平成23年度～平成27年度(5カ年度)

実施計画：平成23年度～平成26年度(当初4年)

5. 第2次総合計画の構成

- ・基本構想
- ・基本計画
- ・実施計画

基本構想 10カ年計画	平成 23 年度～平成 32 年度
	めざすまちの姿を示し、その具体化のための基本的な考え方と、施策の方向性を示します。計画全体の土台となります。
基本計画 5カ年計画	〔前期〕平成 23 年度～27 年度
	基本構想を受け、施策の方向性を体系的かつ具体的に示し、事業計画として位置づけます。
実施計画 4カ年計画	平成 23 年度～平成 26 年度（毎年度ローリング）
	基本計画に定めた施策・事業を財政的な裏付けをもって計画的に実施することを目標に策定し、むこう 4 カ年度分の計画を行政評価により毎年度ローリングを行います。

第 2 次総合計画策定体制

第 2 次総合計画策定方針に基づき、総合計画（素案）の作成を総合計画審議会に諮問します。また、庁内体制として策定委員会、策定調整会議、ワーキングチームを設置し、効果的かつ効率的に計画策定を行います。

以下に、各組織の目的、構成、及び会議開催要領を示します。（全体スケジュールはスケジュール表を参照）

1．総合計画審議会

（1）目的

篠山市のまちづくりを総合的・計画的に進めるため、基本的な考え方や施策の基本方向を明らかにする「新篠山市総合計画」（計画期間：平成 23～32 年度）の素案について、市長の諮問に応じ調査審議し、その結果を答申します。

（2）委員

総合計画審議会は、学識経験者 5 名、公募市民 5 名、団体選出 8 名の委員で構成します。

（3）総合計画審議会開催要領

第 1 回総合計画審議会	諮問	平成 21 年 6 月下旬
第 2 回総合計画審議会	基本構想（案）について	平成 22 年 3 月下旬
第 3 回総合計画審議会	前期基本計画原案（中間報告）	平成 22 年 6 月下旬
第 4 回総合計画審議会	前期基本計画案について答申	平成 22 年 9 月中旬

2．総合計画審議会（分科会）

（1）目的

総合計画審議会の中に別途、分科会を設置し基本構想の主要課題や施策の方向性について調査審議します。

前半は、まちづくりの基本目標や将来のまちのイメージなど基本構想の主要課題、後半は基本計画におけるテーマ（施策大綱）が課題になることから、設置時期や構成メンバーは改めて検討します。

（2）委員

総合計画審議会委員の中から別途選定する。

（3）総合計画審議会（分科会）開催概要（必要に応じて開催する）

第 1 回分科会	行政テーマについての勉強	平成 21 年 9 月下旬
第 2 回分科会	施策大綱の方向性について	平成 21 年 12 月下旬
第 3 回分科会	施策の体系と展開方針について	平成 22 年 5 月中旬
第 4 回分科会	前期基本計画素案について	平成 22 年 8 月中旬

3. 策定委員会

(1) 目的

まちづくりの主要課題や将来のまちのイメージに加え、施策大綱別の目標についての議論を行い、併せて総合計画審議会に提出する資料などについて精査し、篠山市としての意思決定を行ないます。

(2) 委員

市長、副市長、教育長、政策部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、まちづくり部長、会計管理者、上下水道部長及び教育部長にて構成する。

(3) 策定委員会開催概要

第1回策定委員会	全体企画、諮問内容について	平成21年5月下旬
第2回策定委員会	基本構想(案)について	平成22年3月上旬
第3回策定委員会	前期基本計画(案)について	平成22年9月上旬
第4回策定委員会	実施計画(案)について	平成23年3月下旬 必要に応じて開催する。

4. 調整会議

(1) 目的

施策別の目標(施策ごとの成果指標...最終成果を想定した個別目標)についての議論を行い、併せて策定委員会に提出する資料などについて精査し、関連部との施策の調整を行なう。

(2) 委員

総務部次長、市民生活部次長、保健福祉部次長、まちづくり部次長、上下水道部次長、消防本部次長、教育委員会次長、企画課長、行政経営課長、市民協働課長にて構成する

(3) 調整会議開催概要

第1回調整会議	全体企画、諮問内容について	平成21年5月中旬
第2回調整会議	基本構想(案)について	平成22年2月下旬
第3回調整会議	前期基本計画(案)について	平成22年8月下旬
第4回調整会議	実施計画(案)について	平成23年3月中旬 上記とは別に、計画策定作業の中心を担うため、随時開催する。

5. ワーキングチーム会議

(1) 目的

策定委員会、調整会議の作業部会として総合計画原案作成作業を担うとともに、幅広い議論を行う。特に、行政運営システムの構築を目指し、これまで実施してきた行政評価を踏まえた施策の再構築を行い、大胆な施策の取捨選択を行いながらメリハリをきかせた先導的な事業の提案を行う。

(2) 委員

プロジェクト制を採用し、各部等から推薦された17名の職員で構成する。

(3) ワーキングチーム会議開催概要

概ね1.5ヶ月に1回の頻度で開催する。

第1回ワーキングチーム会議	全体企画、諮問内容について	平成21年6月上旬
第2回ワーキングチーム会議	意向調査ふるさと一番会議について	平成21年7月上旬
第3回ワーキングチーム会議	基礎調査と事務棚卸しについて	平成21年9月上旬
第4回ワーキングチーム会議	施策評価と社会的潮流について	平成21年11月中旬
第5回ワーキングチーム会議	施策大綱について	平成21年12月下旬
第6回ワーキングチーム会議	施策の体系化について	平成22年2月下旬
第7回ワーキングチーム会議	施策別課題整理・分析	平成22年4月上旬
第8回ワーキングチーム会議	施策展開方針とリーディングプロジェクト	平成22年5月下旬
第9回ワーキングチーム会議	パブリックコメントとふるさと一番会議について	平成22年6月下旬
第10回ワーキングチーム会議	前期基本計画について	平成22年8月中旬
第11回ワーキングチーム会議	前期基本計画について	平成22年10月中旬
第12回ワーキングチーム会議	行政評価システムと実施計画について	平成22年12月上旬
第13回ワーキングチーム会議	行政評価システムと実施計画について	平成23年1月中旬
第14回ワーキングチーム会議	実施計画(案)について	平成23年3月上旬

6. 事務局

(1) 目的

総合計画策定に必要な会議の開催、調査・検討資料等の作成を行なう。

(2) 担当

事務局は、政策部企画課におく。

なお、行政評価システムの構築においては、政策部行政経営課の支援を得る。

(3) 事務

1) 会議等の開催

- ・総合計画審議会(分科会を含む)を開催、運営する。
- ・策定委員会を開催、運営する。
- ・調整会議を開催、運営する。
- ・プロジェクト会議を開催、運営する。

2) 調査・検討資料等の作成

検討資料等の作成

総合計画策定に必要な資料は、調整会議構成員が所管部の取りまとめを行い企画課に提出する。企画課はこれを編集して各会議に提出することを基本とする。なお、提出資料等の整合性を確保するために必要な様式の作成は企画課にて行なう。

全体企画

総合計画策定方針、策定体制、調査検討内容及びスケジュールを検討する。

意向調査

市民アンケートを実施する。なお、施策別ベンチマークの計測等については、今後の検討課題とする。

ふるさと一番会議

市長と市民の懇話会に位置づけられている「ふるさと一番会議」において、市民協働課と共同で総合計画策定に必要な市民ニーズの把握を行なう。

社会的潮流の整理

調整会議を中心に人口推計、財政フレーム、産業フレーム、世論（ふるさと一番会議及び記事データベースなど）の動向などから、今後 10 年の社会的潮流を予測する。

施策大綱

調整会議を中心として行政テーマ別に、今後 10 年の社会的潮流を踏まえて施策展開の方向性を明らかにする。

施策の体系化

過年度より実施している行政評価をベースに、一定の視点を加えて現在実施している事務の必要性を整理し、総合計画に位置づける事務、位置づけなくとも必要とされる事務、今後他の事務と統廃合すべき事務（特に自治事務）などをワーキングチーム、行政経営課と共同で整理して体系化する。

課題整理・分析

調整会議を中心に施策別の現況、社会的潮流を踏まえた課題を整理する。

施策の展開方針

調整会議を中心に施策別の課題解決に必要な施策の展開方針を整理する。

先導的な役割を果たす計画・企画

調整会議を中心に施策の体系、施策の展開方針を踏まえ、今後 10 年の間で実施主体、予算編成における優先度を引き上げるべき施策を先導的な役割を果たす計画・企画（ワーキングチームが提案）に位置づける。

前期基本計画作成

調整会議を中心に上記 ～ を簡潔、かつ、市民に読んでもらえる平易な文章で表現する。特に、施策の展開目的を明確にすることで、市民に対する訴求力を高める。

行政運営システムの構築

ワーキングチームにおける重点テーマに位置づけ、行政経営課と共同して行政評価の結果が実施計画、後期基本計画、次期総合計画に確実に関連付けられるよう、行政評価の運営手法について検討する。

実施計画作成

調整会議を中心に基本構想、前期基本計画を踏まえ、今後 4 年間の実施計画を作成する。